

令和2年度第3回子ども・子育て会議 次第

○と き 令和3年2月19日(金) 13時30分から
○ところ 上越文化会館 大会議室(4階)

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 保育施設の利用定員について

- 保育園等の定員・新規入園児童数等について資料1
- 施設の利用定員の確認について資料2
- 森のこども園 てくてく資料3-1
- 基準に対する事務局の所見等資料3-2
- 「森のこども園 てくてく」に関する資料資料3-3

(2) 令和3年度当初予算案における子育て支援に関する事業について …資料4

(3) その他

4 閉 会

保育園等の定員・新規入園児童数等について

(単位：人)

年度	区分	定員	新規児童数（一次申込）							継続児童数							児童数計（新規児童数＋継続児童数）						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
R3	公立	3,815	104	235	81	103	13	8	544	3	136	378	502	595	628	2,242	107	371	459	605	608	636	2,786
	私立	2,149	86	165	41	40	3	2	337	10	150	324	378	399	431	1,692	96	315	365	418	402	433	2,029
	合計	5,964	190	400	122	143	16	10	881	13	286	702	880	994	1,059	3,934	203	686	824	1,023	1,010	1,069	4,815
R2	公立	3,815	104	225	102	138	14	3	586	4	148	411	472	616	674	2,325	108	373	513	610	630	677	2,911
	私立	2,142	91	176	58	42	8	2	377	9	152	322	367	425	399	1,674	100	328	380	409	433	401	2,051
	合計	5,957	195	401	160	180	22	5	963	13	300	733	839	1,041	1,073	3,999	208	701	893	1,019	1,063	1,078	4,962
差引	公立	0	0	10	△ 21	△ 35	△ 1	5	△ 42	△ 1	△ 12	△ 33	30	△ 21	△ 46	△ 83	△ 1	△ 2	△ 54	△ 5	△ 22	△ 41	△ 125
	私立	7	△ 5	△ 11	△ 17	△ 2	△ 5	0	△ 40	1	△ 2	2	11	△ 26	32	18	△ 4	△ 13	△ 15	9	△ 31	32	△ 22
	合計	7	△ 5	△ 1	△ 38	△ 37	△ 6	5	△ 82	0	△ 14	△ 31	41	△ 47	△ 14	△ 65	△ 5	△ 15	△ 69	4	△ 53	△ 9	△ 147

(※) 私立には認定こども園の2号、3号（保育が必要な児童）を含む。

施設の利用定員の確認について

○認可定員と利用定員について

【認可定員】

- ・教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）の設置に当たり、県が定める基準（面積、職員配置等）により園全体の定員として認可された人数。

【利用定員】

- ・ 認可定員の範囲内で、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに市が定めた人数。
(3号については、0歳児、1歳児、2歳児それぞれの定員を設定する)

○利用定員設定の考え方

- ・ 利用定員は認可定員を超えない範囲内で設定する。

○利用定員を確認するための基準

番号	基準
1	市に申請のあった「利用定員」は、施設が県に申請する「定員」の範囲内となっているか。（新設の保育園の場合）
2	利用者数が恒常的に「認可定員」を下回る状況にあるか。（過去3年間の利用状況を勘案して判断）
3	実際の利用者を勘案して「利用定員」を設定しているか。（当該年度の利用者数、過去の利用者数等を勘案して判断）
4	地域の児童数の推移及び今後の見込み等を勘案して「利用定員」を設定しているか。（当該施設の立地地域の将来的な利用ニーズを勘案して判断）

名 称	森のこども園 てくてく
-----	-------------

1 意見聴取対象施設の概要及び利用定員

- ・設置主体：NPO 法人 緑とくらしの学校
- ・名 称：森のこども園 てくてく
- ・施設類型：地方裁量型 認定こども園
- ・所 在 地：上越市大字下正善寺 527 番地
- ・事業開始予定日：令和 3 年 4 月 1 日
- ・認定を受ける予定定員：24 人

【利用定員】

2号	1号	合 計
9人	15人	24人

2 利用定員と入園見込み数の状況

利用定員	≥	開園当初の 入園予定児童数
24 人		22 人

※認可外保育施設のため、「認可定員」の規定はない。

基準に対する事務局の所見等

番号	基準	事務局の所見	根拠資料	適否
1	「利用定員」は、県に申請する「定員」の範囲内となっているか。	県に認定の申請を行った定員、市に申請のあった利用定員はともに24人で、同数である。		○
2	利用者数が恒常的に「利用定員」を下回る状況にあるか。	新設の施設であるため、この基準は対象外		
3	実際の利用者を勘案して「利用定員」を設定しているか。	<p>過去3年間の当該施設の入園児童数は平均21人であった。新規ニーズも加味した中で定員を24人とする。</p> <p>【1号定員】 入園予定児童数は14人で定員の範囲内である。 今般の定員の設定は、入園児童数の推移や在園児数から、15人としたものであり、適正であると考ええる。</p> <p>【2号定員】 本園は、これまで認可外保育施設として当地域の自然環境を生かした特色ある保育活動を行っており、地域を超えた利用がある。地方裁量型認定こども園へ移行することにより、新たに2号認定児の受入が可能となる。 今般の定員設定に当たっては、これまでの入園児童数の推移や在園児童数のほか、来年度の入園申込の状況と途中入園児の見込みにより2号認定の定員を9人としており、適正であると考ええる。</p>	<p>資料3-3</p> <p>【表1】 森のようちえん てくてくの年度別児童数</p> <p>【表2】 令和3年4月1日の入園予定児童数</p>	○
4	地域の児童数の推移及び今後の見込み等を勘案して「利用定員」を設定しているか。	<p>【1・2号定員】 金谷区の児童数は、年々減少傾向にあるとともに、令和12年までの見込みを勘案すると、定員24人は今後必要な教育・保育の受け皿として適正なものと考ええる。 なお、設置者は、適正な集団保育が提供できるよう、今後の教育・保育の需要を見ながら、適宜、定員を見直すことを考えている。</p>	<p>資料3-3</p> <p>【表3】 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容</p> <p>【表4】 金谷区における利用定員と入園児童数</p> <p>【表5】 金谷区における児童数推計</p>	○

【表1】森のようちえん てくてく（認可外保育施設）の年度別児童数（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年度	園名	定員	入所児童数						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
H30	森のようちえん てくてく		0	0	0	8	2	10	20
R1	森のようちえん てくてく		0	0	0	10	8	2	20
R2	森のようちえん てくてく		0	0	1	3	11	7	22
3か年の平均			0	0	0	7	7	6	21

これまでの「認可外保育施設 森のようちえん てくてく」の入所児童数を基に、新規ニーズを勘案して「森のこども園 てくてく」の定員を設定

【表2】令和3年4月1日の入園予定児童数

(単位：人)

年度	園名	定員	入園予定児童数												
			3号				2号				1号				計
			0歳児	1歳児	2歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	
R3	森のこども園てくてく（予定）	24				0	1	0	7	8	7	3	4	14	22

【表3】教育・保育の量の見込み数及び提供体制の確保内容（上越市子ども・子育て支援事業計画から抜粋）

①教育（1号認定及び2号認定のうち3歳以上児） (単位：人)

現計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1,079	1,024	915	894	853
1号認定	新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定、2号認定の分類はできない				
2号認定					
②確保の内容	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
特定教育・保育施設※	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
確認を受けない幼稚園	348	348	348	348	348
②-①	350	405	514	535	576

※「特定教育・保育施設」は、幼稚園、認定こども園を指す

森のこども園てくてく移行後

	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	1,079	1,024	915	894	853
1号認定	新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定、2号認定の分類はできない				
2号認定					
②確保の内容	1,429	1,444	1,444	1,444	1,444
特定教育・保育施設※	1,081	1,096	1,096	1,096	1,096
確認を受けない幼稚園	348	348	348	348	348
②-①	350	420	529	550	591

※「特定教育・保育施設」は、幼稚園、認定こども園を指す

②保育（2号認定、3号認定） (単位：人)

現計画	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	5,039	4,926	4,803	4,690	4,580
2号認定（3～5歳）	3,156	3,072	2,960	2,851	2,749
3号認定（0・1歳）	985	993	998	1,002	1,001
（2歳）	898	861	845	837	830
②確保の内容	6,022	6,022	6,022	6,022	6,022
2号認定（3～5歳）	3,746	3,745	3,749	3,749	3,747
3号認定（0・1歳）	1,224	1,221	1,220	1,222	1,224
（2歳）	1,052	1,056	1,053	1,051	1,051
②-①	983	1,096	1,219	1,332	1,442
2号認定（3～5歳）	590	673	789	898	998
3号認定（0・1歳）	239	228	222	220	223
（2歳）	154	195	208	214	221

森のこども園てくてく移行後

	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	5,039	4,926	4,803	4,690	4,580
2号認定（3～5歳）	3,156	3,072	2,960	2,851	2,749
3号認定（0・1歳）	985	993	998	1,002	1,001
（2歳）	898	861	845	837	830
②確保の内容	6,022	6,031	6,031	6,031	6,031
2号認定（3～5歳）	3,746	3,754	3,758	3,758	3,756
3号認定（0・1歳）	1,224	1,221	1,220	1,222	1,224
（2歳）	1,052	1,056	1,053	1,051	1,051
②-①	983	1,105	1,228	1,341	1,451
2号認定（3～5歳）	590	682	798	907	1,007
3号認定（0・1歳）	239	228	222	220	223
（2歳）	154	195	208	214	221

【表4】金谷区の4保育園の年度別児童数（各年度4月1日現在）

※ほたる保育園、くろだ保育園、こがね保育園、城西保育園

(単位：人)

年度	園名	定員 (*1)	入園児童数												
			3号				2号				1号				計
			0歳児	1歳児	2歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	
R2	その他（4園）	370	16	47	63	126	78	77	73	228	0	0	0	0	354
R3	森のこども園てくてく（予定）	24				0	1	0	7	8	7	3	4	14	22
(*2)	その他（4園）	370	23	51	55	129	75	77	77	229	0	0	0	0	358
	R3計	394	23	51	55	129	76	77	84	237	7	3	4	14	380
	R3-R2	24	7	4	△ 8	3	△ 2	0	11	9	7	3	4	14	26

(*1)認可保育所における定員は、利用定員を指す

(*2)R3は、入園予定児童数

【表5】金谷区における児童数推計（R3から10年間）

(単位：人)

年齢	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R3-R7	R7-R12
0歳児	78	74	71	68	65	63	60	58	56	53	△ 13	△ 12
1歳児	79	78	74	71	68	65	63	60	58	56	△ 11	△ 12
2歳児	74	79	78	74	71	68	65	63	60	58	△ 3	△ 13
3歳児	86	74	79	78	74	71	68	65	63	60	△ 12	△ 14
4歳児	103	86	74	79	78	74	71	68	65	63	△ 25	△ 15
5歳児	118	103	86	75	80	78	75	71	67	64	△ 38	△ 16
計	538	494	462	445	436	419	402	385	369	354	△ 102	△ 82

【参考】2・3号認定の入園見込数

(R2入園予定児童/R2地区児童数×100=61.9%を各年の児童数に乘する)

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
333	306	286	275	270	259	249	238	228	219

金谷区の定員※
394

<

※既存4施設に新規1施設の定員を追加

令和3年度当初予算案における主な子育て支援に関する事業

資料4

No.	区分	担当課	(事業名) 個別事業名	令和2年度当 初予算 (千円)	令和3年度当 初予算 (千円)	比較 (千円)	事業概要 (事業内容、対象等)
基本目標1 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備							
1-1 子どもの権利の普及・啓発							
1	継続	こども課	(子育て支援事業) 子ども・子育て支援総合計画の推進	3,547	2,591	△ 956	・「上越市子ども・子育て支援総合計画」に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗状況の点検・評価と子どものすこやかな育ちに向けた取組を推進する。 ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座等を開催する。
1-2 子どもの居場所づくり							
2	見直し	こども課	(児童館運営費) 児童館運営費	9,038	3,302	△ 5,736	・富岡児童館、高志児童館及び大湯児童館について、施設の利用者が少ないことから、児童館機能を休止し、施設は引き続き放課後児童クラブ室として使用する。
3	廃止	こども課	(児童遊園管理運営費) 児童遊園管理運営費	4,822	5,752	930	報償費(△5) ・柿崎区の妙蓮寺児童遊園及び三ツ屋浜袖畑児童遊園について、施設の利用がないことから供用を廃止する。
4	見直し	こども課	(こどもの家事業) こどもの家事業	24,219	24,199	△ 20	・いちのちょうこどもの家について、利用者が少ないことから、事業を休止する。
5	継続	社会教育課	(青少年健全育成センター運営費) 青少年育成支援事業	7,265	7,797	532	・困難を抱える若者を一人でも多く支援するため、地域での情報発信や働きかけを強化するとともに、居場所 (Fit) を拠点とし関係機関と連携した若者支援、家族支援を進めながら課題の解決を目指す。
1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実							
6	拡充	すこやかな暮らし包括 支援センター こども発達支援セン ター	(こども発達支援センター事業) 児童発達支援事業	17,152	19,229	2,077	・障害のある児童が集団生活に適応していくための環境を整えるため、こども発達支援センターの保育士が保育園・幼稚園等を訪問し、保育士や保護者等に児童の特性に応じた支援方法について助言等を行う保育所等訪問支援事業を新たに実施する。
基本目標2 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築							
2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減							
7	拡充	教育総務課	(私立高等学校等教育振興事業) 私立高等学校学費助成補助金	7,752	8,820	1,068	・保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち市・県民税所得割の合計が一定額に満たない世帯に対する学費助成を拡充する。
8	継続	学校教育課	(奨学金貸付事業) 奨学金貸付事業	51	53	2	・経済的理由で修学が困難な学生・生徒の進学を後押しするため、奨学金や入学準備金の貸付を行う。
9	継続	こども課	(妊産婦・子ども医療費助成事業) 妊産婦・子ども医療費助成事業	722,137	682,111	△ 40,026	・子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療につなげ、子どもを産み、育てやすい環境整備の推進を図るため、妊産婦と子どもの医療費を助成する。
10	継続	こども課	(子育て支援事業) 子育てジョイカード事業	429	930	501	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、18歳までの子どもが3人以上いる多子世帯に対し、「子育てジョイカード」を交付し、提示することにより協賛企業による割引サービスなどを提供する。
2-2 家庭と地域の子育て力の向上							
11	拡充	こども課	(ファミリーサポートセンター運営事業) ファミリーサポートセンター運営事業	7,161	7,196	35	・地域の子育ての相互援助活動を支援するため、育児の援助を受けたい人 (依頼会員) と育児の援助を行いたい人 (提供会員) との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する。 ・利用者のニーズを踏まえ、支援対象年齢の上限を12歳から18歳に引き上げる。
12	見直し	こども課	(子育てひろば運営事業) 子育てひろば運営事業	104,912	103,604	△ 1,308	・富岡児童館内で実施している富岡子育てひろばについて、利用者の減少及びこどもセンターの充実などから、事業を休止する。
13	継続	こども課	(こどもセンター運営事業) こどもセンター運営事業	51,120	51,614	494	・オーレンブラザこどもセンターや市民プラザこどもセンターにおいて、子どもの遊びを始め、保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報の提供、講座等を実施する。
14	継続	健康づくり推進課	(母子保健事業) 産前・産後ヘルパー派遣事業	1,189	1,569	380	・妊娠期や産後の安定した生活を支援するため、体調不良や育児が困難な妊産婦等に対し、ホームヘルパーを派遣する。
2-3 保育環境の充実							
15	継続	保育課	(公立保育所運営費) (私立保育所等運営費) 公立保育所運営費・私立認可保育園等の運営	4,770,609	4,875,625	105,016	・公立保育園を運営するとともに、私立保育園に委託等を行い、保育を行う。 ・所得要件など、一定の基準に該当する世帯の2歳児までの保育園、認定こども園の保育料の軽減や3歳以上児の給食費を免除し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る。
16	継続	保育課	(公立保育所施設整備事業) 公立保育所再編整備事業	514	142,814	142,300	・保育園の施設の老朽化や少子化の進行に対して、将来も持続可能な保育環境を整えるため、保育園の再配置等に係る取組を進める。 合同・引継保育の実施 (139,580) ・令和4年4月の民間移管を予定する4園において、移管に向けた準備として、移管先事業者職員と市職員が1年間合同で保育を行うに当たり、移管先事業者に対し補助金を交付する。

No.	区分	担当課	(事業名) 個別事業名	令和2年度当 初予算 (千円)	令和3年度当 初予算 (千円)	比較 (千円)	事業概要 (事業内容、対象等)
2-4 多様な保育サービスの提供							
17	継続	保育課	(特別保育事業) 延長・一時保育等事業等 【3月補正を含む】	263,446	283,401	19,955	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時預かり、未満児保育等の多様な保育サービスを実施する。 保育環境改善等事業補助金(新型コロナウイルス感染症対策分) (10,500) ・私立保育園及び認定こども園における感染症予防のため、備品購入など、職員が感染症対策の徹底を図りながら継続的に保育業務が実施できるよう必要となる経費を補助する。
18	継続	保育課	(病児・病後児保育室運営費) 病児・病後児保育室運営費	67,489	67,045	△ 444	・保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病中及び病後の回復期にあって集団保育が困難な乳幼児等を保育する。
19	継続	保育課	(ファミリーヘルプ保育園運営費) ファミリーヘルプ保育園運営費	75,958	80,254	4,296	・子育て中の保護者のリフレッシュや急病など緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24時間体制の保育サービスを実施する。
20	継続	学校教育課	(放課後児童クラブ運営費) 放課後児童クラブ運営費	330,049	349,472	19,423	・特別な支援を必要とする児童の受入支援のほか、児童が安心して過ごす生活の場を提供し、児童の育成支援を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援する。
2-5 母子保健の充実							
21	見直し	健康づくり推進課	(母子保健事業) 乳幼児健康診査等事業	54,261	53,109	△ 1,152	・適切な時期での健康診査の受診を促すことにより、疾病や異常の早期発見とともに保護者自らが子どもの育ちを確認できるよう発育発達に応じた支援を行う。 ・出生数が減少していることなどから、乳幼児健診の実施体制を見直し、浦川原会場を合併前上越会場に統合する。
22	継続	健康づくり推進課	(母子保健事業) 妊産婦・新生児訪問指導事業	7,027	6,256	△ 771	・母子の健康の増進と虐待予防の強化を図るため、妊婦や産婦、新生児への家庭訪問により、妊娠・出産・育児等に必要な保健指導や相談を実施する。
23	継続	健康づくり推進課	(母子保健事業) 妊婦一般健康診査等事業	134,544	129,363	△ 5,181	・母子の健康保持及び子育てに関する支援環境の充実を図るため、妊娠中又は子育て中の方へ、妊娠・出産・育児に関する保健情報を電子母子手帳サービスで発信する。 ・妊婦の健康診査の受診を奨励し、妊娠期の健康保持や体調変化への早期対応を促すため、妊婦健診に係る公費助成を実施する。
基本目標3 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化							
3-1 学校教育環境の充実							
24	拡充	学校教育課	(中学校学習指導支援事業) 部活動指導員の配置	158	1,661	1,503	・部活動運営の円滑化と生徒の技術向上を図るため、休日等に単独で練習を指導し、かつ、大会の引率や監督も担当できる部活動指導員を7人配置する。
25	拡充	学校教育課	(スクールバス等運行事業) スクールバス等運行事業	14,264	23,902	9,638	・児童生徒の通学支援のためスクールバスを運行し、遠距離通学する児童生徒の負担解消と安全確保を図る。 ・令和4年度の古城小学校と直江津小学校の統合に向け、スクールバスの整備を図るとともに、学校間の合同授業や交流活動を実施する。
26	継続	学校教育課	(小学校教育援助費) 外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	7,930	8,110	180	・外国人・帰国児童生徒における日本語学習支援と教科指導のサポート体制の構築を図るため、日本語支援担当指導主事を1人配置するとともに、日本語支援講師の派遣やタブレット端末を活用した翻訳・日本語学習等を行う。 ・モデル校において日本語支援員の配置や、就学編入時において、集中的な研修を行う日本語支援研修プログラム(スタートプログラム)を実施し、基礎的・基本的な知識の習得を支援する。
27	継続	学校教育課	(小学校教育用コンピュータ設置事業) 小学校教育用コンピュータ設置事業	395,888	182,177	△ 213,711	・「GIGAスクール構想」により整備した児童生徒1人1台の情報端末等のICT環境を有効活用し、児童が課題や目的に応じて適切に情報活用ができる能力を育成する。
28	継続	学校教育課	(中学校教育用コンピュータ設置事業) 中学校教育用コンピュータ設置事業	196,113	89,847	△ 106,266	・「GIGAスクール構想」により整備した児童生徒1人1台の情報端末等のICT環境を有効活用し、生徒が課題や目的に応じて適切に情報活用ができる能力を育成する。
29	継続	学校教育課 教育センター	(教育相談事業) 不登校児童生徒適応指導教室の開設	9,037	9,797	760	・不登校の状態にある児童生徒の早期の学校復帰のため、不登校児童生徒適応指導教室を開設し、個別指導や体験活動を通じ、自立心や集団生活への適応能力を高めることができるよう支援を行う。
3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進							
30	継続	学校教育課	(コミュニティ・スクール事業) コミュニティ・スクール事業	4,867	4,719	△ 148	・保護者や地域の意見を反映し、保護者、地域住民等とともによりよい学校づくりを進めるため、全ての公立幼稚園と小・中学校に学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が連携した教育を推進する。
31	継続	社会教育課	(青少年健全育成センター運営費) 地域青少年育成会議活動支援	9,576	9,520	△ 56	・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、地域青少年育成会議協議会に交付金を交付し、地域ぐるみの教育活動を支援する。
基本目標4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化							
4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済							
32	継続	すこやかなくらし包括支援センター	(子どもの育ち支援事業) 子どもの虐待予防推進事業	13,852	12,346	△ 1,506	・児童虐待の防止に向け、関係機関との連携や市民への啓発などを通して、虐待の未然防止、早期発見・早期支援に取り組むとともに、子育てに不安を抱える保護者の継続的な見守り支援を行う。
33	継続	学校教育課	(教育相談事業) 学校問題解決支援プロジェクトチーム(JAST)の設置	3,676	4,032	356	・いじめや不登校等の生徒指導上の問題について、学校だけでは解決が困難なケースに対し、関係機関と連携を図りながら、早期解決できるよう、チームによる支援を行う。
4-2 相談支援体制の充実							
34	継続	すこやかなくらし包括支援センター	(子どもの育ち支援事業) すこやかな育ち総合支援事業	6,651	6,876	225	・子どものすこやかな育ちを支援していくため、関係機関と連携し切れ目のない包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への支援を継続して実施する。
35	継続	学校教育課	(教育相談事業) 電話相談「子どもほっとライン」の開設	2,961	2,846	△ 115	・いじめや不登校等の問題解消や改善を図るため、電話相談「子どもほっとライン」を開設(24時間開設、年中無休)し、児童生徒や保護者等の悩みなどに援助・助言を行う。なお、休日夜間の相談対応については、引き続き業務委託により相談体制を維持する。
4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進							
36	継続	共生まちづくり課 男女共同参画推進センター	(男女共同参画事業) 男女共同参画推進センター事業	4,249	3,010	△ 1,239	・男女共同参画社会を実現するため、男性の家庭生活への参加を促す啓発活動のほか、女性が職場や地域で能力を発揮し活躍することに向けた各種講座を開催する。
37	継続	産業政策課	(雇用対策事業) ワーク・ライフ・バランス推進事業	147	253	106	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、働く人や事業者等への意識啓発を目的としたセミナーを開催し、働き方の見直しや職場環境の改善を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスの先進企業の取組をまとめたパンフレットを作成し、市内企業へ配布することにより、取組の周知を図る。